

## 秩父市バナー広告表現基準

(趣旨)

第1条 この基準は、秩父市ホームページに掲載するバナー広告の画像ファイルの表現等について、秩父市バナー広告掲載取扱要綱（平成21年秩父市告示第181号）及び秩父市バナー広告掲載に関する取扱要領に規定する事項のほか、遵守すべき事項について定めるものとする。

(禁止する表現)

第2条 次に掲げる表現は、禁止する。

- (1) 「閉じる」「はい」「次のページへ」等、操作手順を模した表現
- (2) アラートマークを模した表現
- (3) テキストボックスを模した表現
- (4) プルダウンメニューを模した表現
- (5) 市の実施する事業名に類似した表現
- (6) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現、又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(その他の基準)

第3条 前条に掲げるもののほか、利用者へ適切な閲覧環境を提供するため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) アニメーションにより画面の大部分の領域が切り替わるもの又は画面が点滅するものは、切替え又は点滅の間隔を2秒以上確保すること。
- (2) 画面の切替え表示を行う場合には、明度差（コントラスト）が大きすぎないように十分配慮すること。
- (3) 文字色と背景色の明度差（コントラスト）を十分に確保するとともに、文字背景に画像や写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。
- (4) 文字やイラスト等の解像度については、適切な処理を行うこと。

附 則

この基準は、平成21年11月12日から実施する。